

水道料金に係る遅延損害金の計算方法について

遅延損害金は、水道料金の納入期限の翌日から、実際にお支払いいただいた日までの日数に応じて算出します。

水道料金の支払いが納入期限を過ぎた場合

<遅延損害金の計算式>

$$\text{水道料金（※1）} \times \text{利率（※2）} \times \text{日数（※3）} / 365 \text{日} = \text{遅延損害金}$$

※1 2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨て

※2 年3%（民法第404条に規定している法定利率）

※3 納入期限（検針月の月末日）の翌日からお支払いいただいた日までの日数

【算出した遅延損害金の端数処理】

算出額が、1,000円未満の場合・・・全額切り捨て

算出額が、1,000円以上の場合・・・100円未満の端数を切り捨て